

談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準

平成15年4月1日制 定
平成20年4月1日一部改正

第1 目的

談合情報対応マニュアル（平成6年8月31日制定）第2の3の規定により、談合に関する情報について調査に値するかどうか判断する場合は、原則としてこの基準によるものとする。

第2 定義

この基準の適用においては、次の定義による。

- 1 「通報者」とは、その談合に関する情報を直接、県に提供する者をいう。
- 2 「情報提供者」とは、その談合に関する情報を通報者に提供した者をいう。

第3 判断基準

調査に値する情報とは、原則として次に掲げるものをいう。

- 1 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定業者（共同企業体に関する情報の場合においては、その共同企業体の代表者である企業名の場合を含む。）が明らかである場合
- 2 情報提供者が匿名である場合は、対象工事名・落札予定業者（共同企業体に関する情報の場合においては、その共同企業体の代表者である企業名の場合を含む。）が明らかであり、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合。

なお、通報者の氏名、連絡先が明らかである場合であっても、情報提供者が匿名の場合は同様とする。

- (1) 談合に関与した業者名が明らかであること
- (2) 談合が行われた日時、場所及び具体的な談合の方法が明らかであること
- (3) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること